

流山市
Nagareyama City

都心から
一番近い
森のまち



令和6年度
認可保育施設
入所案内
(詳細版)

流山市 子ども家庭部 保育課
〒270-0192 流山市平和台1-1-1
TEL:04-7150-6124

目次

必ず最初にお読みください	1
1. 認可保育施設とは	2
①はじめに	2
②令和6年度流山市認可保育施設入所申込み	2
③令和6年度クラス表	2
2. 令和6年度における入所案内	3
①締切日に関して	3
②令和6年度4月入所申込	3
③令和6年度途中入所申込	4
④入所結果通知	5
⑤入所申込みの提出書類確認フローチャート	6
3. 教育・保育給付認定について	8
①保育の必要性認定の事由と要件について	8
②認定事由の変更等の手続きについて	10
4. 保育料について	12
①流山市保育料徴収基準額表(2・3号認定)	12
②保育料決定に係る重要事項	12
③0～2歳児クラスの保育料の軽減措置について	13
5. 流山市民の方が流山市外の保育施設を申込みする場合	14
6. 流山市外から流山市内に転入予定の方	15
7. 流山市に転入の予定がない方	15
8. 令和5年5月以降に流山市から転出し、通っていた園 の継続利用を希望する方	16
9. 送迎保育ステーションのご案内	17
10. 統合保育について	18
11. その他保育に関するご案内	19
12. 令和6年度からの新しい取扱い等	22
①自営業届の取り扱いについて	22
②特別な配慮が必要な児童の先行調整について	22
③就労証明書の変更について	22
④複数年度の申請を同時に行う場合について	23
13. 情報まとめ	24

必ず最初にお読みください

1. 提出方法について

令和6年度の入所申込みは、郵送または電子申請のみ受け付けを行います。

保育課窓口に来庁された場合でも、入所申込みを受け付けることはいたしかねますのでご注意ください。

ただし、次に当てはまる場合、まずはお電話でご相談ください。

- ・医療的ケアを要する児童のお申込み(あらかじめ、「流山市医療的ケアの必要な児童の公立保育所への入所に関するご案内」をご覧の上ご相談ください。)
- ・障害者手帳をお持ち等、配慮が必要な児童のお申込み(P.22 ②特別な配慮が必要な児童の先行調整を併せてご確認ください)
- ・複雑な事情を抱えた世帯のお申込み(例:配偶者から暴力を受けている等)

2. 保育施設の受付について

従来、各認可保育施設において入所申込みの受け付けを行っていましたが、令和3年度からは、各認可保育施設では受け付けを行っていません。

3. お問い合わせについて

市ホームページにて、「認可保育施設の入所申込みに関するQ&A」を開設しております。申込みに関するご質問等がある場合は、市ホームページをご確認ください。

また、お電話でのお問い合わせは大変混雑することが予想されます。お電話される前に、ご質問内容について市ホームページに記載がないかご確認ください。

※「認可保育施設の入所申込みに関するQ&A」については、随時更新(追加)いたします。



※市ホームページ「認可保育施設の入所申込みに関するQ&A」は、左の二次元コードよりご確認ください。

1. 認可保育施設とは

① はじめに

1. 認可保育施設は就労や病気、出産などやむを得ない事情で、日中児童の保育を必要とするとき、保護者に代わり保育をする施設です。
2. 「保育を必要とする期間に限り」認可保育施設を利用できるため、小学校入学までの在園を保証するものではありません。
3. 認可保育施設の運営は利用者が自己負担分として納入する保育料だけでなく、その多くが税金でまかなわれています。そのため利用者には、公的に定められた手続きと規則や各園の決まりに基づく厳正な利用が求められます。

② 令和6年度流山市認可保育施設入所申込み

申込用紙の配布場所・時間	申込用紙配布開始日：令和5年10月2日（月） 配布場所：流山市役所第2庁舎2階 保育課 配布時間：午前8時30分～午後5時15分 申込書類：P. 6～7の入所申込みに必要な書類参照 ※ホームページからもダウンロードできます。
受付方法	受付場所：保育課（ <u>郵送または電子申請のみ可</u> 、メール及びFAX不可）

※認可保育施設の利用には、保育の必要性の認定が必要になります。
認可保育施設の申込みは、認定の申請を兼ねております。

③ 令和6年度クラス表

クラス	児童の生年月日
0歳児クラス	令和5年4月2日～
1歳児クラス	令和4年4月2日～令和5年4月1日
2歳児クラス	令和3年4月2日～令和4年4月1日
3歳児クラス	令和2年4月2日～令和3年4月1日
4歳児クラス	平成31年4月2日～令和2年4月1日
5歳児クラス	平成30年4月2日～平成31年4月1日

2. 令和6年度における入所案内

① 締切日に関して

いずれの日程においても、郵送の場合締切日までに流山市役所保育課に到達したもののみ受付し、間に合わなかった場合は次回分として受付いたします。また、電子申請の場合締切日の午後11時59分までに送信完了する必要があります。外的な要因により間に合わなかった場合も含め、締め切り後の受付は一切できませんので、早めのご準備をお願いいたします。

申込児童本人に一定の障害がある場合等は、締切日前に事前面談を受けていただく必要があります（詳細はP.22の②）。締切日直前は面談予約も混みあうことが予想されますので、こちらについても早めのご対応をお願いいたします。なお、就労証明書等一部書類に不足があっても、児童に関する書類が揃っていれば事前面談自体は可能です。

② 令和6年度4月入所申込

【空き状況 HP 公開日】令和5年10月2日（月）

※市が公開する市内認可保育施設の空き状況に空きがなくても、急遽空きが発生することがあります。この場合はその認可保育施設を希望している申込者から入所児童を決定します

入所希望 月	受付期間 (書類申請)	受付期間 (電子申請)
令和6年 4月	【1次審査】 令和5年10月16日(月) ～令和5年11月15日(水) 【2次審査】 令和5年11月16日(木) ～令和6年1月31日(水)	※電子申請の受付期間は1次審査・2次審査ともに左記受付期間と同様です(最終日は23時59分までに送信完了した分まで受付)。

※4月1次申請時に限り、出生前児童の仮申請を受け付けます。この場合、出産予定日のわかる書類(母子手帳の写し等)を添付してください。また、出生後に本申請が必要です。(本申請が行われない場合、結果発送は行いません。)対象は、1月末までに生まれる予定のお子様です。生後2ヶ月で受入可能な園のみが対象となります。

※2次審査：令和6年4月1次審査で保留となった申込と、2次審査の新規申込を取りまとめ、辞退や退所等で急遽発生した空きを審査します。2次審査の希望園変更期間については、P.20の④をご確認ください。

③ 令和 6 年度途中入所申込

【空き状況 HP 公開日】毎月 26 日頃（翌々月入所審査分）

※市が公開する市内認可保育施設の空き状況に空きがなくても、急遽空きが発生することがあります。この場合はその認可保育施設を希望している申込者から入所児童を決定します。

入所希望月	受付期間（書類申請）	受付期間（電子申請）
令和 6 年 5 月	令和 6 年 3 月 6 日（水） ～ 4 月 5 日（金）	令和 6 年 3 月 6 日（水） ～ 3 月 31 日（日）
6 月	4 月 8 日（月） ～ 5 月 2 日（木）	4 月 8 日（月） ～ 4 月 30 日（火）
7 月	5 月 7 日（火） ～ 6 月 5 日（水）	5 月 7 日（火） ～ 5 月 31 日（金）
8 月	6 月 6 日（木） ～ 7 月 5 日（金）	6 月 6 日（木） ～ 6 月 30 日（日）
9 月	7 月 8 日（月） ～ 8 月 5 日（月）	7 月 8 日（月） ～ 7 月 31 日（水）
10 月	8 月 6 日（火） ～ 9 月 5 日（木）	8 月 6 日（火） ～ 8 月 31 日（土）
11 月	9 月 6 日（金） ～ 10 月 4 日（金）	9 月 6 日（金） ～ 9 月 30 日（月）
12 月	10 月 7 日（月） ～ 11 月 5 日（火）	10 月 7 日（月） ～ 10 月 31 日（木）
<u>令和 7 年</u> <u>1 月</u> <u>2 月</u> <u>3 月</u>	<u>11 月 6 日（水）</u> <u>～ 12 月 5 日（木）</u> <u>※ 2 月、3 月の受付期間、空</u> <u>き状況公開および結果発送は</u> <u>1 月入所分と同時に行いま</u> <u>す。</u>	<u>11 月 6 日（水）</u> <u>～ 11 月 30 日（土）</u>

※電子申請については、集計の都合上、書類申請よりも受付期間が短くなりますのでご注意ください。

④ 入所結果通知

通知方法	<p>郵送</p> <p>※市外在住者でお住まいの自治体を通して申請されている方は、原則、お子様の住民登録のある自治体から回答します。</p>
通知日	<p>4月入所 1次審査 令和6年 <u>2月中旬頃</u></p> <p>2次審査 令和6年 <u>3月上旬頃</u></p> <p>5月～12月入所 入所決定月の前月20日頃</p> <p>1月～3月入所 令和6年12月20日頃</p> <p>※昨今の郵便の都合上、通知からご自宅に届くまで2～3営業日かかることがありますので、ご了承ください。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入所審査においては、先着順ではなく、「流山市保育の利用に関する規則」に基づき保育施設の空きに対して保育の必要性が高い順に入所が決定されます。 ・希望認可保育施設の受入れに余裕がない場合などは、申込みされてもご希望に沿えないことがあります。 ・審査結果は認定通知書と別に送付します。認定通知書は入所・転園の承諾通知と異なりますので、お間違えないようご注意ください。<u>すでに認定を受けており、認定内容に変更がない方は、認定通知書の発行はありません。</u> ・保留の場合、年度内に限り（令和7年3月入所まで）毎月継続して入所審査を行います。 ・審査結果は初回審査時のみ送付します。次回審査以降の結果は、入所承諾時のみ送付します。 ・入所決定後の辞退はご遠慮ください。正当な理由なく入所辞退された場合、再度の申込み時には原則として減点となりますので、<u>認可保育施設入所の必要が無い場合は速やかに「取下げ届」の提出をお願いします。（転園の申込みの場合、入所決定後の辞退はできません。詳細はP21の⑧）</u>

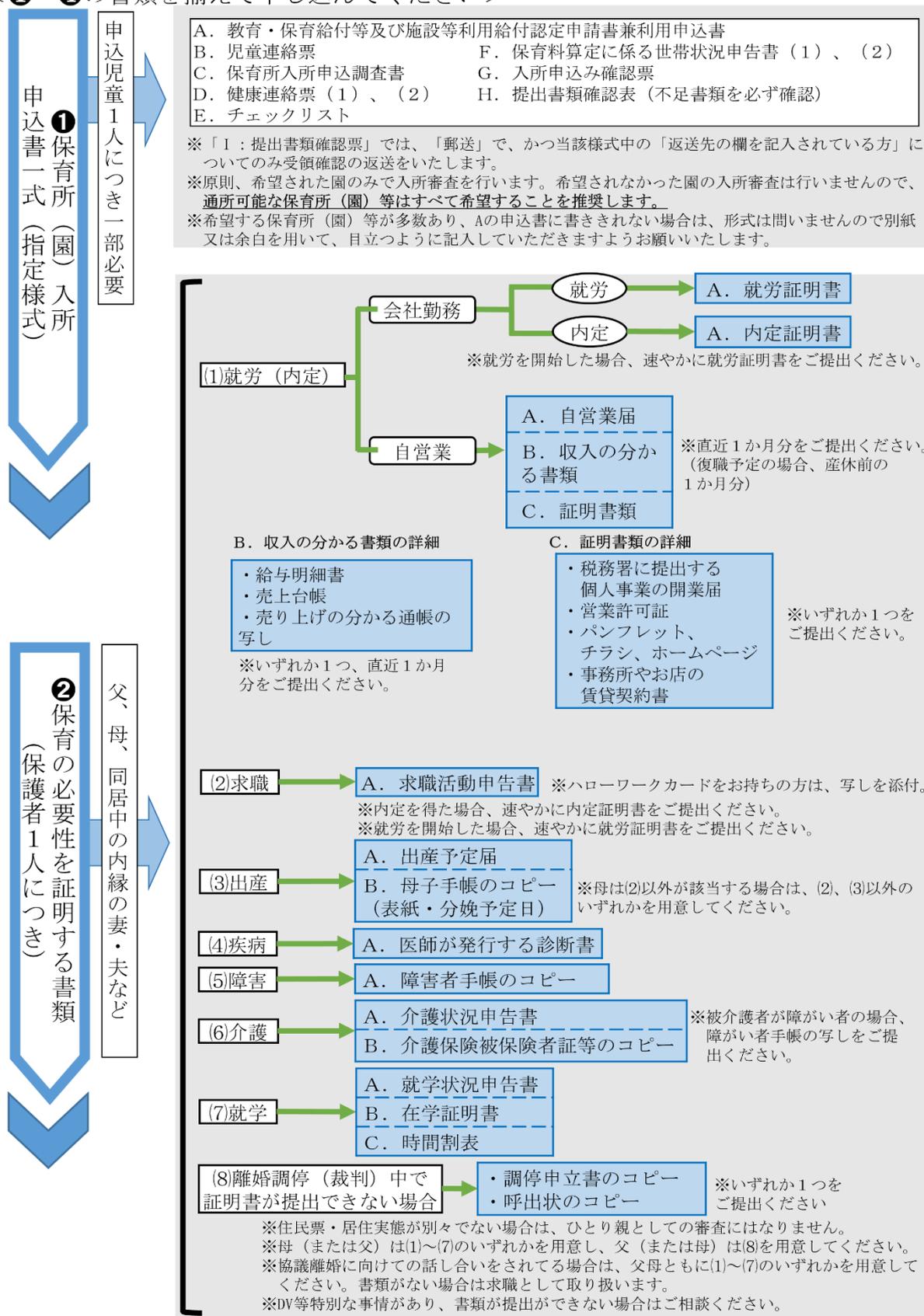
※保育料決定通知書については、登園開始と同時期に郵送または認可保育施設経由でお渡しします。

【重要】入所承諾後の注意事項について

毎月1日が入所日となります。登園開始後10日前後の慣らし保育がありますので、園で定めた取り扱いに従って、ご対応いただきますようご理解、ご協力をお願いします。

⑤ 入所申込みの提出書類確認フローチャート

＜①～④の書類を揃えて申し込んでください＞



※提出された書類はお返しできませんので写しが必要な場合、ご自身でお取りください。

③ 状況により必要な書類

該当する場合のみ必要

生活保護受給中	A. 生活保護受給証明書 ※社会福祉課で発行
母子・父子家庭	A. 戸籍謄本 ※コピー可 ※市民課で発行
18～64歳の 父母以外と同居	A. 同居者状況届 ※HPからダウンロード可
保護者や児童が外国籍	・在留カードの コピー（両面） ・特別永住者証明書の コピー（両面） ※いずれか1つをご提出ください。
認可外保育施設等 を利用	A. 施設（利用・ 利用予定）証明書 ※月64時間以上 利用している方
申請児童が障害者手帳 等を取得している	・手帳等のコピー ※チェックリストに面談完了書の 受付番号を記入してください ※詳細についてはP. 22 ②を ご確認ください
同時に複数年度の申請 を行っている	・複数年度の申請を同時に 行っている場合の申出書

※①～③に使用したものは別に必要となります。（コピー可）

在宅障害者を 有する世帯	・療育手帳の写し ・障害者手帳の写し ※いずれか1つをご提出ください。
市区町村民税非課税 （当年度または前年度）	・直近3ヶ月間の収入を証明する 書類 ・マイナンバーに関する同意書 （生計の支援者がいる場合）
父母のいずれかが 被扶養かつ当年度または 前年度に他市在住	被扶養であることを証明する 課税証明書等の書類
父母のいずれかが 当年度または前年度に 海外に在住	収入を証明する書類 ・R6. 4入所（一次）申込の方は R4. 1. 1～R4. 12. 31の期間 ・R6. 9入所以降の申込の方は R5. 1. 1～R5. 12. 31の期間 ・上記以外の方はR4. 1. 1～ R5. 12. 31の期間 ・収入がない場合は、収入がな かった理由を記載した「理由 書」
生活保護受給世帯	生活保護受給証明書 ※社会福祉課で発行
里親世帯	児童相談所の長が 発行する書類
母子・父子家庭	戸籍謄本 ※コピー可、市民課で発行
離婚調停・裁判中 の場合	・調停申立書のコピー ・呼出状のコピー ※いずれか1つをご提出ください。

※状況により追加書類を求めることがあります

注意事項

・証明書の有効期限は、証明日より6か月となります。提出日から遡って6か月よりも以前に証明された書類については、再度証明や記入等をしていただきますようお願いいたします。

・書類の提出は、児童ごとに依頼してまいります。その際、証明書類については、原本の提出を1名の児童にした場合、残りの児童については写しによる提出が可能です。

・不足書類がある場合、審査に影響を及ぼすことがあるため、提出漏れが無いよう十分ご注意ください。



ID 1043298

※ 申請書類のダウンロードについては、詳しい案内が市ホームページにごございます。上の二次元コードよりご確認ください。

3. 教育・保育給付認定について

① 保育の必要性認定の事由と要件について

認可保育施設に入所申込みできる要件（保育の必要性の認定の要件）は、下記の表のとおりです。父母（ひとり親の場合は、父または母）が表のいずれかに該当し、お子様の保育が必要とされる場合に入所申込みが出来ます。

認定は、申請に基づき行いますので、認定後に保育を必要とする事由が変更となる場合等は、必ず締切りを確認の上、保育課にお申し出ください。また、認可保育施設に入所中の児童が市から通知する保育の必要性の認定の期間を満了した場合、認可保育施設を退所することになります。

状況	必要書類	該当要件	通所できる期間 (認定有効期間)
1. 就労※1	・就労証明書 又は ・自営業届+収入の分かる書類+証明書類 (詳細は提出書類確認フローチャートをご覧ください)	常態として1か月あたり64時間以上就労中の方	就労されている期間
2. 求職活動(内定中)※2	・内定証明書	常態として1か月あたり64時間以上就労予定の方	就労開始月の末まで就労開始後は1.就労へ変更
3. 求職活動※3	・求職活動申告書 ・(お持ちの方は)ハローワークカードのコピー	「1. 就労」の申込要件を満たす仕事を探している方	入所月を含む最大3か月間
4. 妊娠・出産※4	・母子手帳のコピー(表紙、出産予定日がわかるページ) ・出産予定届	右記の産前産後期間に該当する方	出産予定月の前2か月と後2か月の5か月の期間
5. 疾病・障害	・診断書 ・障害者手帳のコピー	疾病や負傷中の方	療養が必要な期間
6. 看護・介護	・介護状況申告書 ・介護保険被保険者証等のコピー	同居の親族で疾病又は障がい有する方を長期にわたり常時介護している方	介護等が必要な期間
7. 就学	・就学状況申告書 ・在学証明書 ・時間割表	就労する為に、常態として1か月あたり64時間以上就学されている方	卒業または退学した月の月末までの期間
8. 災害復旧	・り災証明書	震災、風水害、火災等で家屋が失われまたは損傷を受け、その復旧に当たっている方	復旧に必要な期間

- ・証明書類の有効期限は、証明日より6か月です。
- ・上記認定期間が満了となった場合、当月末で退所となります。

※ 1 育児休業中の方へのご案内

(1) 育児休業中の職場復帰について

育児休業中の方が認可保育施設入所の申込みをする場合、入所が決定した際に、**入所月の末日までに**職場復帰していただき、翌月の18日までに復職証明書を提出いただく必要があります。

※復帰ができなかった場合は当月末で退所となります。

(2) 育児休業中の継続在園について

保育の必要性認定が「就労」で入所した児童が認可保育施設に在園中に、弟妹の出生により保護者が新たに育児休業を取得した場合は、「短時間保育」での継続在園が可能です。ただし、「妊娠・出産」で入所した児童の場合は、第1子の継続在園はできません。

※ 2・3 求職活動中の方へ

求職活動で3か月を超えての利用はできませんが、利用期間満了月の「18日」までに、就労が決定した場合は、認定を切り替え、入所中の認可保育施設での継続在園を認めます。

なお、在園児童の認定期間が満了となった場合は満了月の末日で退所になり、再度認可保育施設の利用を希望する場合は、改めて認可保育施設入所申込みが必要となりますので、ご注意ください。

(例) 求職を要件として4月に入所した場合

	← 求職活動での入所可能期間 →			
	4月	5月	6月 ～18日 19日～	7月
6月18日までに在園	6月末まで在園可能			6月末退所
6月18日までに就労	※ 就労による継続可能な期間			就労要件で利用
6月18日までに内定	※ 内定による継続可能な期間			求職(内定)要件で利用

就労翌月から就労要件
就労証明書が7月18日までに提出された場合、8月以降も継続利用が可能。7月18日までに提出されない場合、7月末退所。

※ 就職や内定として継続在園できるのは、期間満了月の18日(例の場合は6月18日)までに保育課に退所となります。

※ 18日が土日祝日に該当する場合は、その直前の平日が締切日となります。

※ 4 妊娠・出産要件について

「出産・妊娠」の場合でも、すでに就労中の方は「就労」で入所となります。その際、就労証明書、出産予定届及び母子手帳のコピーをご提出ください。就労等の要件がなく、「妊娠・出産」として入所する場合は、入所審査基準と認定事由は「妊娠・出産」の区分となり、入所期間は出産(予定)月の前後2か月の最大5か月となります。

② 認定事由の変更等の手続きについて

入所申込み後又は認可保育施設入所後に変更事由が生じた場合、【提出書類一覧】をご確認のうえ、速やかに書類をご提出ください。変更があるにも関わらず申し出がなかった場合、入所が取り消しになるもしくは退所となる場合がございます。

【提出書類一覧】

	事由	内容変更届	就労証明書	支給認定変更認定申請書	その他・備考
就 労	勤務先の変更 (支店の移動等も含む)	○	○	※	
	勤務先の名称、住所変更	○	○		
	勤務時間、日数の変更	○	○	※	
	勤務先の電話番号変更	○			
	就労から求職中へ変更	○		※	求職活動申告書
	求職中から内定へ変更	○		※	内定証明書
	求職中(内定中)から就労へ変更	○	○	※	
	休業中等からの復職	○		※	復職証明書
家 族 構 成 の 変 更 等	離婚	○			戸籍謄本(コピー可)
	婚姻	○			・戸籍謄本(コピー可) ・新たに家族になられた方の就労証明書等
	18歳から64歳の父母以外の同居者が増える場合	○			同居者状況届
	出産予定	○		※	・出産予定届 ・母子手帳のコピー(表紙と出産予定日のページ)
	【在園者】育児休業の取得及び延長(育児に伴う休業の取得及び延長)	○		※	育児休業届(育児に伴う休業届)
	【未入所者】育児休業の延長(育児に伴う休業の延長)	○			内容変更届に延長した日数を記載しご提出ください。 (育児休業届と支給認定変更認定申請書は不要です。)
	育児休業(育児に伴う休業)・産後休業・介護休業の終了	○		※	・復職証明書 (入所申請中で、認可外保育所等に在園する場合は、 利用証明書をご提出ください。)
そ の 他	自宅の住所(市内)、電話番号の変更	○			※市外に引越の場合、別途手続きが必要です。
	生活保護受給の開始	○			生活保護受給証明書
	疾病要件へ変更	○		※	診断書
	看護・介護要件へ変更	○		※	・介護状況申告書 ・介護保険被保険者証のコピー
	就学の要件へ変更	○		※	・在学証明書(学生証のコピーも可) ・時間割表
	保育所(園)を2週間以上欠席する場合				・保育所長期休暇届 場合により、診断書等の各種証明書をお願いすることがございます。 原則、最大60日(土日含む)とし、60日以上欠席する場合は退所といたします。 長期休暇中の保育料については負担となります。
	退所する場合				・退所届 退所日は月末とします。 退所理由がその他の場合は余白に理由をご記入ください。 市外へ転出される予定の方で、転出後も継続して在園を希望する場合も、退所届をご提出ください。

※保育時間(標準から短時間等)が変更になる場合必要となります。

・ 原則、認定変更事由が発生する月の前月の18日(土日祝の場合はその前の平日)までに保育課までご提出ください。 在園中の方は在園している認可保育施設経由のご提出も可能ですが、お早めにご提出ください。締切日に余裕を持ってご提出ください。

例) 現在の認定：求職活動認定
※毎月締切は18日(土日祝の場合はその前の平日)
就労証明書を・・・
→5月17日に提出：6月から就労認定
→5月26日に提出：7月から就労認定

- ・ 内定証明書をご提出された方は、就労開始後、速やかに就労証明書のご提出をお願いします。就労開始後、就労証明のご提出が確認できない場合は退所とさせていただきます。その他、認可保育施設入所時より変更が生じた場合は保育課までご連絡をお願いします。
- ・ 各種届は、流山市保育課のホームページからダウンロードが可能です。

各種変更届は、一式そろえてご提出をお願いいたします。

注意事項

- ・ 流山市では、書類の提出は、児童毎に依頼しております。複数の児童で申込む場合は、それぞれの児童について書類の提出をお願いいたします。その際、証明書類については、原本の提出を1名の児童にした場合、残りの児童については、コピーによる提出を認めます。

4. 保育料について

① 流山市保育料徴収基準額表(2・3号認定)

教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		保育料(月額)		
階層区分	保護者の市区町村民税所得割額の合算額	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス
		保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護の世帯	0円	0円	0円※
B	市区町村民税非課税世帯	0円	0円	
C1	16,200円未満	8,500円	8,300円	
C2	16,200円以上	10,100円	9,900円	
	32,400円未満			
C3	32,400円以上	11,900円	11,600円	
	48,600円未満			
C4	48,600円以上	14,800円	14,500円	
	60,600円未満			
C5	60,600円以上	24,900円	24,400円	
	97,000円未満			
C6	97,000円以上	33,900円	33,300円	
	133,000円未満			
C7	133,000円以上	42,700円	41,900円	
	169,000円未満			
C8	169,000円以上	48,100円	47,200円	
	195,400円未満			
C9	195,400円以上	59,900円	58,800円	
	301,000円未満			
C10	301,000円以上	65,400円	64,200円	
	397,000円未満			
C11	397,000円以上	70,000円	68,800円	

※3～5歳児クラスの保育料額は0円となりますが、保育施設に給食費の支払いが必要となります。

② 保育料決定に係る重要事項

- ・保育料の算定に用いる所得割額は、住宅借入金控除や配当控除等の**税額控除(調整控除は除く)適用前**の金額となります。
- ・政令指定都市の税率で所得割額の算定をされた場合は、本市の税率で所得割額を算定しなおします。
- ・令和6年4月から8月分の保育料は、令和5年度の所得割額を、令和6年9月から令和7年3月分の保育料は、令和6年度の所得割額を用いて算定します。
- ・原則、父母が保育料算定上の扶養義務者となります。ただし下記条件の全てに当てはまる場合、同居祖父母等の税情報で保育料決定となる場合があります。

条件(1): 父母において算定根拠年度の市区町村民税所得割額がない

条件(2): 同一建物内に祖父母等と同居している

- ・ 父母が離婚している場合でも、お子さんと同居している方または親権を有する方は保育料算定上の扶養義務者となります。
- ・ 父母の離婚、再婚等世帯構成員の変更があると、その状況に応じて保育料が変更となります。
- ・ **保育料は登園日数および慣らし保育の日数にかかわらず、1か月分の保育料を徴収いたします。**
- ・ 保育料の納入方法については、入所決定後の通知を確認いただく、もしくは市ホームページをご確認ください。

③ 0～2歳児クラスの保育料の軽減措置について

- ・ ひとり親世帯等または在宅障害者のいる世帯について、市区町村民税所得割額合算額が77,101円未満の場合、保育料は第1子を半額とし、第2子以降を無料とします。この際、保育料が9,000円を超える場合は9,000円とします。
- ・ 市区町村民税所得割合算額が57,700円未満の世帯について、第2子を半額とし、第3子以降を無料とします。
- ・ 2人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育又は企業主導型保育事業所等に在籍している場合、2人目で認可保育施設、認定こども園(保育部分)、家庭的保育事業等で保育を受けている児童の保育料の月額は、基準額の2分の1となります。
- ・ 小学校第3学年以下の児童が3人以上いる場合、当該児童のうち3人目以降の児童の保育料は無料となります。

注意事項

- ・ 保育料軽減措置については、国の制度改定により変更となる場合があります。
- ・ **保育料を支払うことが困難な場合は、流山市保育料徴収規則第4条の規定により、保育料の全部又は一部の徴収を猶予することができますので、お早めにご相談ください。**

5. 流山市民の方が流山市外の保育施設を申込み場合

【転出予定がない場合】

流山市外の認可保育施設を希望する場合は、お子様の住民票がある流山市役所保育課で申込受付をします。

流山市で申込受付をした書類は、希望する認可保育施設がある市区町村の担当課へ送付し、希望する市区町村で入所審査が行われます。

なお、各市区町村により申込締切日や必要書類、選考基準が異なりますので **事前に希望する市区町村に必ず**ご確認ください。

また、多くの市区町村には、当該地の住民を優先する傾向があります。そのうえで空きに余裕があれば審査及び入所が可能となることはご留意ください。

① 申込方法

必要書類を流山市役所保育課宛てにご郵送いただくか、窓口にご提出ください。流山市から希望する市区町村へ書類を送付する時間が必要となるため、希望する市区町村の締切日の7日前までに到達するよう郵送するか、申込手続きにお越しくださるようお願いいたします。

間に合わない場合、保育課までご相談ください。

② 必要書類

- (1) 教育・保育給付認定申請書兼利用申込書
- (2) 保育の必要性を証明する書類（就労証明書等）
- (3) その他希望する認可保育施設のある市区町村が必要とする書類（課税証明書等）
- (4) 管外保育施設利用申込書

【転出予定がある場合】

流山市では受付いたしません。直接希望する認可保育施設のある市区町村へお申し込みください。

6. 流山市外から流山市内に転入予定の方

入所希望月の前月末日までに流山市へ転入を予定されている場合、市民と同様に申請をお受けしますので、流山市へ直接申請書をご提出ください。

なお、添付書類として、次の2点が追加で必要となります。

- A 転入に関する誓約書(※流山市指定書式)
- B 流山市への転入を確認できる売買契約書や賃貸契約書のコピー

A 及び B をご提出いただき、入所希望月前月の末日までに住民票の異動が可能と判断できれば、市民と同等の扱いで審査します。例外として、転入先の物件が決まっていない場合、Aのみで審査を行うことは可能ですが、マイナスの調整点数がつく対象となります。いずれの場合においても入所希望月前月末日までに住民票を異動していただくことが条件になります。

※転入後の手続きについて

転入手続き後、入所承諾・保留を問わず 流山市役所保育課にて本申請の手続きをお願いします。

7. 流山市に転入の予定がない方

流山市に転入の予定がない場合、住民票がある市区町村を通じたの申込みとなります。あらかじめお住まいの市区町村にご相談いただき、流山市の申込締切り内に流山市まで申請書が届くよう、余裕を持ってお申込み下さい。

< 申請条件 >

- ・保護者のいずれか、または双方の勤務地が流山市内で月64時間以上の就労をされている方。
- ・保護者のいずれか、または双方が流山市内で就学をされている方。
- ・流山市で里帰り出産をされる方

8. 令和5年5月以降に流山市から転出し、通っていた園の継続利用を希望する方

転出後は、転出後の市区町村にてお手続きいただくことで年度末まで通っていた保育園を継続して利用可能です。このため、年度を跨いで継続在園を希望する場合は、翌年度の申込期間中に利用申請を行っていただく必要があります。

<流山市内での就労・就学が継続する場合>

→翌年度以降の利用申請を行っていただくことで継続した在園が可能です。

<流山市内での就労・就学が終了した場合>

→就労・就学が終了した翌年度以降も申請は可能ですが、新たに利用調整を行った上で、入所の可否を決定します。

※利用調整の結果、継続在園できないこともあります。

9. 送迎保育ステーションのご案内

① 送迎保育ステーション

流山おおたかの森駅と南流山駅から市内の指定の認可保育施設を結ぶ、安心・安全のバス運行です。出勤時のお子様のお預け、帰宅時のお迎えができるサービスで、朝又は夕方のみのご利用も可能です。

※ご利用対象児童・ご利用方法等詳細については、市ホームページをご確認ください。

② お問い合わせ先

● おおたかの森送迎保育ステーション(フォレストキッズガーデン内)

つくばエクスプレス・東武アーバンパークライン

流山おおたかの森駅東口駅前 ライフガーデン3・4階

Tel: 04-7154-9116

● 南流山送迎保育ステーション(サウスキッズプラザ内)

つくばエクスプレス・JR南流山駅 A2出口徒歩1分

パティナーナ南流山1階

Tel: 04-7159-7473

(幼保連携型認定こども園たかさごスクールセントラル)



※送迎保育ステーションについては、詳しい案内が市ホームページにありますので、左の二次元コードよりご確認ください。

ID 1001188

10. 統合保育について

市では保育に欠ける要件が無くても、心身に障害を有する児童を認可保育施設に受け入れ、集団保育を行う、統合保育事業を実施しています。

ご利用対象者

- ① 3歳（当該年度に3歳となる児童を含む）から小学校就学前までの心身に障害を有する児童であって、以下のすべてに該当する児童とする。
- ② 住民基本台帳に記録されていること。
- ③ 保護者が「流山市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例」第2条に規定する、保育を必要とする要件のいずれにも該当しないものであること。
- ④ 送迎ができる保護者等がいること。

【利用申込について】

申込に当たっては、「流山市療育相談事業の実施規則」に基づく療育相談を受け、同規則第6条第3項に規定する支援の方針についての通知書及び市長が指定する書類を添え、申込みください。

療育相談については、「つばさ学園（児童発達支援センター）」にお問い合わせください。

（児童発達支援センターTel：04－7154－4822）

なお、申込様式等は流山市保育課で配布します。申込及び利用の相談は、中野久木保育所にお問い合わせください。

中野久木保育所 Tel：04－7152－0921

1 1 . その他保育に関するご案内

① 保育に係る費用について

認可保育施設に通園する場合、保育料の他、認可保育施設が別に定める事項により、別途費用が発生する場合があります。入所希望をする際は、必ず事前に各認可保育施設に確認するようお願いいたします。

② 3～5歳児クラスの給食費について

3～5歳児クラスは、保育料が無償となりますが、通園している保育施設に給食費をお支払いしていただく必要があります。

ただし、年収360万円未満相当世帯のお子様と小学校就学前の児童を数えて3子以降のお子様については、給食費が免除されます。

③ 本園・分園のある保育施設の入所審査について

申込者増加による保育施設のニーズの多様化に対応するため、一部保育施設を除き本園・分園の審査を分けて実施します。そのため、本園・分園両方の審査を希望される場合、本園名のみではなく本園・分園の両方の園名を希望にご記入ください。また、本園・分園の記入がどちらか不明瞭の場合、本園・分園の両方を審査させていただきます。あらかじめご了承ください。

なお、本園から分園へ、または分園から本園への転園申込みは可能となります。

また、下記の保育施設では従来どおり本園・分園の審査は行わず、入所後に保育施設が本園・分園の決定を行いますのでご注意ください。

本園・分園別の審査を行わない保育施設

- ・ 幼保連携型認定こども園たかさごスクールおおたかの森
- ・ 幼保連携型認定こども園たかさごスクールセントラル
- ・ おおたかの森ヒルズナーサリースクール

その他、変更があった場合は随時お知らせします。

④ 令和6年4月2次審査の希望園変更期間について

令和6年4月1次審査の結果は2月中旬頃に発送する予定で、予定通り発送した場合、2月中旬のおよそ5日間程度を1次で保留となった申込の希望園変更期間として設定し、「希望園変更届」の提出を保育課窓口で受け付けます。提出方法は、「FAX」も認めますが、電話も含み口頭による変更は受け付けません。なお、希望園変更届は、保育課窓口及び市HPにて配布しております。

※4月2次審査の希望園の選定につきましては、認可保育施設の空き状況の変動の予測が難しいことから、通園可能な認可保育施設を「すべて」希望していただく様にお願いいたします。

⑤ 令和7年1月～3月入所の取扱いについて

2月入所、3月入所に関しては、1月入所の結果発送と同じく令和6年12月20日頃に認可保育施設入所承諾または保留通知の発送をいたします。また、空き状況についても、令和6年11月26日に市HPにて1月、2月、3月分を公開予定です。

⑥ 認定こども園を希望される方へ

認定こども園を希望される場合、保育の必要性認定区分により申請書類の提出先が変わります。1号認定で認定こども園を利用される方は、当該認定こども園に、事前に確認を取ったうえで、直接園に申請書の提出をお願いいたします。また、1号認定で当該施設を利用する場合に必要な費用や持ち物等については、施設に直接お問い合わせいただきますようお願いいたします。2又は3号認定で認定こども園を利用される方は、保育課に申請書をご提出ください。

⑦ 小規模保育事業所を利用される方へ

市の認可保育施設である小規模保育事業所は、0～2歳児クラスまでの受け入れをしており、家庭的保育に近い雰囲気、きめ細やかな保育を行います。

小規模保育事業所の2歳児クラスの在園児は、次年度に3歳児クラスに上がる際、継続して保育が必要な場合は、再度市に次年度の申込み期間中に保育給付認定申請及び認可保育施設入所申込をしていただく必要があります。

小規模保育事業所は卒園児のために、連携園を用意しております。連携園の詳細については、各小規模保育事業所にお問い合わせをお願いします。小規模保育事業所の卒園児は、連携園については、優先的に利用調整を行います。連携園に入所しない児童については、新年度の認可保育施設入所審査会において、申込みをしたすべての3歳児クラスの児童と利用調整を図り、入所児童の決定を行います。なお、小規模保育事業所の卒園児の審査時の加算指数につきましては、別紙、流山市認可保育施設入所に係る審査基準をご確認ください。

⑧ 転園について

転園を行う際には、もう一度流山市認可保育施設申請書一式をご記入の上、期日までに保育課までご提出ください。その際、就労証明書は証明日から起算して6か月以内であれば使用いただくことができます。

なお、転園が決定した際は原則辞退を認めておりませんので、転園の必要がなくなった際には早急に取下げ届の提出をお願いします。

12. 令和6年度からの新しい取扱い等

① 自営業届の取り扱いについて

自営業届を提出された方について、直近6か月の平均収入金額を千葉県の定める最低賃金で除し、記載された就労日数で除したものを就労時間とします。この時間が4時間に満たない場合、求職活動として利用調整を行います。

※なお、記載の平均収入と収入のわかる書類の収入金額に差がある場合は、収入のわかる書類の収入金額を用いて計算を行います。

② 特別な配慮が必要な児童の先行調整について

下記のいずれかに該当し、かつ、保育課の実施する事前面談を受けた児童については、先行して利用調整を行います。

まずはお電話にてご相談ください。

- ・申請児童が身体障害者手帳の交付を受けている
- ・申請児童が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- ・申請児童が療育手帳の交付を受けている
- ・申請児童が通所受給証明書の交付を受けている
- ・申請児童に係る特別児童扶養手当を受給している

詳細は下記ホームページをご参照ください。



ID 1043015

③ 就労証明書の変更について

令和6年4月以降の申請に係る就労証明書の様式を変更しました。この様式変更に伴い、審査基準の単身赴任加点および同点時の収入比較がなくなりました。

※就労証明書は証明日から6か月間が有効期間となります。令和5年度様式の就労証明書であっても申請日時点において有効期間内の就労証明書であれば受付可能です。

④ 複数年度の申請を同時に行う場合について

転園申請や入所保留などの理由により、令和5年度入所申請の審査が継続されている状態で新たに令和6年4月の申請を行うなど、複数年度の申請を同時に行う場合、新しく提出する申請書には「複数年度の申請を同時に行っている場合の申出書」を添付してください。

(例)

- ・ 令和5年度の入所申請（転園や保留のため審査が継続中）を行っており、新しく令和6年4月入所の申請を行う場合
→ 令和6年4月入所の申請を行う際に、「複数年度の申請を同時に行っている場合の申出書」をご提出ください。

- ・ 令和6年4月入所の申請を行った後、令和5年12月～令和6年3月入所のいずれかの申請を行う場合
→ 令和5年12月～令和6年3月入所の申請を行う際に、「複数年度の申請を同時に行っている場合の申出書」をご提出ください。

13. 情報まとめ

【市公式ホームページへのアクセスはこちらから】

保育施設の 空き状況について (募集人数を毎月更 新しています)		保育施設入所申込み 必要書類のダウンロ ード	
ID 1040240		ID 1043298	
開設予定の認可 保育施設について		令和6年度の 保育施設の入所申込 について	
ID 1043297		ID 1043136	

【広報IDの使い方について】

広報ID検索

広報ながれやまの各記事の末尾に、ページ番号が掲載されている場合、その数字を入力することで該当のページを表示することができます。

ページ番号とは

市公式ホームページの各ページには、それぞれ固有の「ページ番号」があります。ページ番号はページタイトルの下に掲載されています。



24

切り取って郵送の際の宛名としてご利用ください。

〒270-0192

千葉県流山市平和台1丁目1番地の1
 流山市役所 子ども家庭部
 保育課 入所係 宛

【令和6年度入所申請在中】